

菊陽町子ども・子育て支援事業計画の一部変更

【中間見直し】

1 計画変更箇所

変更項目	子ども・子育て支援法第61条に掲げる項目
	教育・保育提供区域の設定
○	教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
○	教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
	保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

2 計画変更の趣旨・必要性等

教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量について、平成27年、28年、29年の実績を踏まえ、計画値（見込み量・確保の量）の見直しが必要なため。

3 変更箇所（変更部分）の概要

現行計画のページ	変更の概要
P53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63 （「量の見込みと確保方策」と「確保の内容」の箇所）	計画値（見込み量、確保の量）及び確保の内容の見直し ※詳細は別添のとおり

4 計画変更年月日

平成30年3月30日